

地域指定年度（当初）	昭和 47 年 10 月 26 日（山田市） 昭和 47 年 10 月 26 日（稲築町） 昭和 47 年 10 月 26 日（碓井町） 昭和 45 年 3 月 21 日（嘉穂町）
計画策定年度	昭和 49 年 4 月 30 日（山田市） 昭和 49 年 3 月 30 日（稲築町） 昭和 48 年 9 月 10 日（碓井町） 昭和 46 年 5 月 31 日（嘉穂町）
計画見直し年度	平成元年 1 月 18 日（稲築町） 平成 14 年 12 月 17 日（碓井町） 平成 12 年 10 月 12 日（嘉穂町）

嘉麻市農業振興地域整備計画書

平成 25 年 6 月

福岡県 嘉麻市

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	4
ウ 特別な用途区分の構想	5
2 農用地利用計画	5
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
ア A地区（熊ヶ畑、上山田、下山田）	6
イ B地区（山野、口春、岩崎、漆生、鴨生、平、稲築才田）	6
ウ C地区（平山、飯田、上白井、下白井、西郷、光代）	7
エ D地区（牛隈、貞月、大隈町、上西郷、中益、大隈）	7
オ E地区（千手、嘉穂才田、九郎原、大力、泉河内、東畑、芥田）	7
カ F地区（椎木、屏、馬見）	7
キ G地区（上、宮吉、小野谷、桑野）	8
2 農業生産基盤整備開発計画	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連	9
4 他事業との関連	9
第 3 農用地等の保全計画	10
1 農用地等の保全の方向	10
2 農用地等保全整備計画	10
3 農用地等の保全のための活動	10
(1) 中山間地域等直接支払制度の活用	10
(2) 集落協定に基づく農地保全活動に対する支援	10
(3) 遊休農地、耕作放棄地の発生抑制、有効活用支援	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進 計画	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘 導方向	12

(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第5	農業近代化施設の整備計画	14
1	農業近代化施設の整備の方向	14
2	農業近代化施設整備計画	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	15
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	15
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	15
3	農業を担うべき者のための支援の活動	15
(1)	新規就農の促進支援	15
(2)	担い手の育成・確保	15
(3)	集落営農組織、法人化支援	16
(4)	女性農業者への活動支援	16
(5)	家族経営協定の推進	16
(6)	田舎体験の推進	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	17
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	17
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
3	農業従事者就業促進施設	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第8	生活環境施設の整備計画	20
1	生活環境施設の整備の目標	20
2	生活環境施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	20
第9	付図	21
1	土地利用計画図（付図1号）	21
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	21
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	21
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）（該当なし）	21
5	農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図5号）（該当なし）	21
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）	21

別記 農用地利用計画	21
(1) 農用地区域.....	21
ア 現況農用地等に係る農用地区域.....	21
(2) 用途区分.....	32

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、面積 135.18km² で福岡県のほぼ中央に位置し、北は飯塚市に、東は田川市、川崎町、添田町に、西は飯塚市、桂川町に、南は朝倉市、筑前町、東峰村に接している。

本市全体の約 72%が森林と耕作地で、多様な生態系を保護する山林や河川流域に広がる生産緑地などの水と緑が豊富な地域である。このような状況下、面積として相対的に狭い住宅地に関しては、必ずしも秩序ある開発や景観形成がなされず、市街地が無計画・無秩序に郊外に広がっていく傾向にある。

従って、今後は都市計画区域、農業振興地域、森林地域などによる土地利用指針等を踏まえ、住宅地域、農業地域、森林地域等の利用区分を明確に設定することによって、市全域での調和のとれた適正な土地利用計画を図り、秩序ある計画的なまちづくりを進める必要がある。

近年の農地の利用状況や開発状況から、20ha を超える農用地が住宅地やその他の土地として開発されていくことが予想されるが、優良農地の確保に向け、市全域での土地利用計画と調整を図りながら、開発される農地面積を可能な限り抑制し、18ha の減少を想定する。

また農業は、私たちが生きていく源であり、食料の安定供給だけでなく洪水防止、水源の涵養等とともに自然環境保全、安らぎの場など多面的機能を果たしており、農地を維持することで地域振興を図る必要がある。このため、本計画による優良農地の確保や耕作放棄地の解消を図るとともに、集落基盤整備事業に取り組み、農業用施設の整備やため池整備などの事業を進め、良好な生産基盤及び生活環境の整備を推進していく。

土地利用の現況及び目標

単位:ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用地		森林・原野		住宅地		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (24年)	1,993	22.9	12	0.1	4,715 (0)	54.2 (0)	587	6.7	35	0.4	1,355	15.6	8,697	100
目標 (34年)	1,975	22.7	12	0.1	4,715 (0)	54.2 (0)	594	6.8	35	0.4	1,366	15.7	8,697	100
増減	▲18		0		0		7		0		11		0	

(注) 1 農業振興地域内の土地利用状況である。

2 () 内は混牧林地面積である。

3 H24年の森林・原野及び住宅地面積は、課税台帳(平成24年1月1日)の現況より課税地積を合計した。

4 四捨五入により計が合わない場合がある。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1,993ha のうち、a～c に該当する農用地のうち 1,649ha について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含まれない。

- ・ 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地。・・・6ha
- ・ 山間部等で独立した農用地で、除外が適当なもの。・・・126ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

- 平坦部については第1次、第2次農業構造改善事業、鉱害復旧事業、同和対策農業基盤整備事業、団体営ほ場整備事業、県営ほ場整備事業による区画整備事業が完了している。ほ場区画が比較的大型化されたこの地区については、土地利用型農業を中心とした農業経営が図られ、利用権設定等とは他地区よりも進んでいる。また一部地域においては農事区を核とした機械利用組合の設立もされている。今後はさらに集落営農方式の組織経営確立を図り、担い手が連担的な土地利用計画で効率的な農業生産が行えるように努める。
- 中山間地域においては一部県営ほ場整備事業が実施されており、特に旧嘉穂町の千手、足白地区については、水稻、野菜（施設）、果樹、畜産との複合経営が盛んであり、主業農家が多いが、高齢化が進み後継者不足が問題となっている。今後は、農家の高齢化・副業化等により耕作放棄地化した農地の解消を図るため、認定農業者等の担い手を中心とした組織作りを進めるとともに、農用地利用改善団体への誘導を積極的に推進する。
- 嘉穂地区の嘉穂、千手、下牛隈県営圃場整備事業、南嘉穂地区県営中山間地域総合整備事業、碓井地区の同和対策事業及び鉱害復旧事業による農業生産基盤整備を通じて、水田の大区画化が完了しており、カントリーエレベーター、水稻育苗施設、野菜集出荷の施設等の積極的な利活用をさらに推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件整備を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A地区	99	98	▲1	0	0	0	-	-	-	3	3	0	102	101	▲1	
B地区	293	291	▲2	0	0	0	-	-	-	0	0	0	293	291	▲2	
C地区	301	299	▲2	0	0	0	-	-	-	1	1	0	302	300	▲2	
D地区	261	259	▲2	0	0	0	-	-	-	2	2	0	263	261	▲2	
E地区	435	432	▲3	0	0	0	-	-	-	2	2	0	437	434	▲3	
F地区	199	198	▲1	0	0	0	-	-	-	1	1	0	200	199	▲1	
G地区	197	196	▲1	0	0	0	-	-	-	3	3	0	200	199	▲1	
計	1,786	1,774	▲12	0	0	0	-	-	-	12	12	0	1,798	1,786	▲12	

(注) 1 現況農用地区域面積は課税台帳（平成24年1月1日）の課税地積による。

2 将来農用地区域面積は直近10年間推移からの予測による。

3 農地面積には、農道・水路の面積が含まれている。

4 四捨五入により計が合わない場合がある。

イ 用途区分の構想

(ア) A地区（熊ヶ畑、上山田、下山田）

本地区における現況農用地は、南北に流れる山田川とその支流である木城川の流域平坦地に広がり、南東部の熊ヶ畑地域、東部の上山田地域と北西部の下山田地域に分けられる。地区内農地の整備状況としては、鉱害復旧事業によるほ場整備が進んでいる。おおよそ102haの農用地は、その半分が田として、半分が畑としての利用がされている。特に集団化している下山田地域の農用地では、集落営農が行われており、今後も農地としての効率的な利用を進める。

農用地区域102haのうち、3haを農業用施設用地とし、他を農地とする。

(イ) B地区（山野、口春、岩崎、漆生、鴨生、平、稲築才田）

本地区における現況農用地は、南北に流れる遠賀川とその支流である山田川の流域平坦地に広がり、北東部の山野・口春地域、中央の岩崎地域、南西部の漆生地域、南東部の鴨生・平・稲築才田地域に分けられる。地区内農地の整備状況としては、鉱害復旧事業によるほ場整備が進んでいる。おおよそ293haの農用地は、その3/4が田として、1/4が畑として利用がされている。各地域の農地は集団化しており、集落営農化も進んでいることから、今後も農地としての効率的な利用を進める。

農用地区域293haの用途区分は、全域を農地とする。

(ウ) C地区（平山、飯田、上臼井、下臼井、西郷、光代）

本地区における現況農用地は、南北に流れる遠賀川とその支流の千手川の流域平坦地に広がり、遠賀川と千手川の北部の下臼井地域、遠賀川の中央部の上臼井・光代地域、千手側の西側の平山・飯田地域、遠賀川南部の西郷地域に分けられる。地区内農地の整備状況としては、鉱害復旧事業によるほ場整備が進んでいる。おおよそ302haの農用地は、その半分が田として、半分が畑として利用がされており、畜産農家も点在していることから耕畜連携も進みつつある。特に大規模に集団化している東部地域では、集落営農が行われており、今後も農地としての効率的な利用を進める。

農用地区域302haのうち、1haを農業用施設用地とし、他を農地とする。

(エ) D地区（牛隈、貞月、大隈町、上西郷、中益、大隈）

本地区における現況農用地は、西から南東へ流れる遠賀川の流域平坦地に広がり、遠賀川及び宅地によって北東部の牛隈・貞月地域、中央部の上西郷・大隈町地域、南東部の中益・大隈地域に分けられる。地区内農地の整備状況としては、土地改良事業によるほ場整備が進んでいる。おおよそ263haの農用地は、その7割が田として、3割が畑として利用されており、畜産農家も点在していることから耕畜連携も進みつつある。各地域の農地は集団化しており、集落営農化も進んでいることから、今後も農地としての効率的な利用を進める。

農用地区域 263a のうち、2ha を農業用施設用地とし、他を農地とする。

(オ) E地区（千手、嘉穂才田、九郎原、大力、泉河内、東畑、芥田）

本地区における現況農用地は、中央を南北に流れる千手川、東を南北に流れる芥田川、西の桂川町から流入する泉河内川の流域平坦地に広がり、千手川流域の千手・嘉穂才田・九郎原・大力地域、泉河内川流域の泉河内・東畑地域、芥田川流域の芥田地域に分けられる。地区内農地の整備状況としては、土地改良事業によるほ場整備が進んでいる。おおよそ 436ha の農用地は、その 6 割が田として、4 割が畑として利用されており、畜産農家も点在していることから耕畜連携も進みつつある。泉河内・東畑地域の農用地は山に囲まれ、小規模に分散し、大規模営農が難しいことから、畑作物や地力増進作物を作付けし、農地の効率的な利用と維持保全を図る。

農用地区域 437ha のうち、2ha を農業用施設用地とし、他を農地とする。

(カ) F地区（椎木、屏、馬見）

本地区における現況農用地は、中央を南北に流れる屏川と東部を南北に流れる尾谷川の流域平坦地及び馬見山の傾斜地に広がり、屏川の西側の椎木・屏地域、東部の尾谷川まで広がる馬見地域に分けられる。地区内農地の整備状況としては、土地改良事業によるほ場整備が進んでいる。おおよそ 200ha の農用地は、その 5 割が田として、4 割が畑として、1 割が樹園地として利用されている。畜産農家も点在していることから耕畜連携も進みつつある。流域平坦部は集落営農化、傾斜地の地域は樹園地としての活用が進んでおり、今後も農地としての効率的な利用を進める。

農用地区域 200ha のうち、1ha を農業用施設用地とし、他を農地とする。

(キ) G地区（上、宮吉、小野谷、桑野）

本地区における現況農用地は、北東から南西に流れる遠賀川とその支流である小野谷川の流域平坦地に広がり、遠賀川の北部の上・宮吉地域、南東部の桑野地域、小野谷川流域の小野谷地域に分けられる。地区内農地の整備状況としては、土地改良事業によるほ場整備が進んでいる。おおよそ 200ha の農用地は、その 6 割が田として、4 割が畑として利用されており、畜産農家も点在していることから耕畜連携も進みつつある。各地域の農地は集団化しており、集落営農化も進んでいることから、今後も農地としての効率的な利用を進める。

農用地区域 200ha のうち、3ha を農業用施設用地とし、他を農地とする。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市は中山間地域の複雑な地形を活かし、水系や集落を単位に農業経営を展開している。①遠賀川流域の平坦部に形成されている米麦地域、②千手川流域を主とする施設野菜・米麦地域、③馬見山麓に展開する果樹・米麦地域、④全市に散在する畜産、このように多様な地域展開型の農業振興を行っている。ハード面では、ほ場整備事業の推進によって整備可能な農地の約80%について整備を完了している。

土地改良施設等の維持管理においては、後継者不足と就業者の高齢化により通常の維持管理が困難となっている。さらに、昭和30年代からの鉱害復旧事業、第1次、第2次農業構造改善事業や同和対策農業基盤整備事業並びに県営土地改良事業などで整備した土地改良施設の中には、整備後40年を越えるものも出てきており、老朽化や地域の環境の変化等により改修の必要性があり深刻な問題となっている。このため、平成21年度に策定した「農村振興基本計画」に基づき、農業生産基盤整備を進めていく。

当面の具体的な事業としては、農道、水路整備、ため池整備を計画している。

また、農業体質強化基盤整備促進事業により、市内各地域の老朽化等したかんがい施設等の整備工事や湿田の解消を図るための暗渠排水工事を行うことにより、担い手の維持管理労力の軽減化や水の安定供給及び日常生活における安全性の確保を図り、良好な生産条件、生産環境の基盤整備を推進し、生産効率の高い農業の振興を目指す。

未整備や老朽化した土地改良施設については、優良農地確保・有効利用対策事業及び農村環境整備事業を活用して維持補修工事を行い、農業用水の安定供給及び合理化等により、農業の振興を図る。

ア A地区（熊ヶ畑、上山田、下山田）

本地区の山田川及びその支流である木城川沿いの平坦地については、これまで鉱害復旧事業等による整備が完了し、水田としての利用が進んでいるところであるため、事業の予定はない。

イ B地区（山野、口春、岩崎、漆生、鴨生、平、稲築才田）

今後の重点事業地区として、山野地区を集落基盤整備事業により農道の拡幅舗装を行い、農業機械の通行並びに農産物の運搬等を円滑にし、大型機械の導入、営農に係る作業負担の軽減と農産物輸送など営農効率の向上、および農産物の品質向上を図り、農業生産性の向上とアクセス改善による農産物や農業生産資材の流通の合理化を推進する。併せて農村環境整備事業で取付け道路（地舎ノ木～向中野線）の拡幅舗装を行うことにより更なる地域の活性化を図る。また、集落基盤整備事業で農業用排水路の整備及び老朽化したため池の改修を行うことにより、農業用水の安定確保、排水不良の改善及び集落等の水環境の改善・向上を目

指し、農業生産の維持、農業経営の効率化・安定化を図ることで農業の振興を推進する。同時に、自然環境の維持保全に努めるよう、生態系の維持にも配慮した整備を進めてく。

漆生・岩崎・稲築才田地区は農業体質強化基盤整備促進事業により、老朽化したかんがい施設の整備工事を行い、農業用水の安定供給を確保していく。

ウ C地区（平山、飯田、上臼井、下臼井、西郷、光代）

平山・飯田・上臼井・下臼井地区は農業体質強化基盤整備促進事業により、老朽化したかんがい施設の整備工事を行い、農業用水の安定供給を確保していく。

エ D地区（牛隈、貞月、大隈町、上西郷、中益、大隈）

今後の重点事業地区として、牛隈・上西郷地区を集落基盤整備事業により農業用排水路の整備を行い、農業用水の確保及び排水不良の改善を図り、集落および地域の水環境の改善と向上を目指し、もって農業生産の維持、農業経営の安定化を推進する。同時に、自然環境の維持保全に努めるよう、生態系にも配慮した整備を進めてく。

中益地区は、集落基盤整備事業により老朽化したため池を改修し、農業用水の安定確保を図り、農業経営の効率化・安定化に資することにより、農業の振興を推進する。

大隈町・大隈地区は、農業体質強化基盤整備促進事業により、老朽化したかんがい施設の整備工事を行い、農業用水の安定供給を確保していく。

オ E地区（千手、嘉穂才田、九郎原、大力、泉河内、東畑、芥田）

今後の重点事業地区として、嘉穂才田・大力・泉河内地区を集落基盤整備事業により農業用排水路の整備を行い、農業用水の確保及び排水不良の改善を図り、集落および地域の水環境の改善と向上を目指し、もって農業生産の維持、農業経営の安定化を推進する。同時に、自然環境の維持保全に努めるよう、生態系にも配慮した整備を進めていく。

嘉穂才田・九郎原地区は、集落基盤整備事業により老朽化したため池を改修し、農業用水の安定確保を図り、農業経営の効率化・安定化に資することにより、農業の振興を推進する。

千手地区は、集落基盤整備事業により集落防災安全施設を整備することにより、地域の安全・快適な生活環境を確保していく。

千手・大力・芥田地区は農業体質強化基盤整備促進事業により、老朽化したかんがい施設の整備工事を行い、農業用水の安定供給を確保していく。

カ F地区（椎木、屏、馬見）

今後の重点事業地区として、馬見地区は集落基盤整備事業により集落防災安全施設を整備し、地域の安全・快適な生活環境を確保していく。

キ G地区（上、宮吉、小野谷、桑野）

今後の重点事業地区として、上・桑野地区は農業体質強化基盤整備促進事業により、老朽化したかんがい施設の整備工事を行い、水の安定供給を確保していく。

小野谷地区では、湿田解消対策として同事業による暗渠排水工事を行い、良質な生産基盤の創設を進める。さらに集落基盤整備事業により農業用排水路の整備を行い、農業用水の確保及び排水不良の改善を図り、集落および地域の水環境の改善と向上を目指し、もって農業生産の維持、農業経営の安定化を推進する。

同時に、自然環境の維持保全に努めるよう、生態系の維持にも配慮した整備を進めていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	地区名	受益面積	対図番号	備考
集落基盤整備事業	用排水路 7,475m 農道 860m ため池 6 箇所 防火水槽 4 箇所	嘉麻	97 ha	全域	平成 24～29 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	暗渠排水 17ha	小野谷	17 ha	1	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門新設 1 基	漆生	25 ha	2	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	大力	2.6 ha	3	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	岩崎	75.5 ha	4	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	上臼井	6.2 ha	5	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門新設 1 基	本明	3.1 ha	6	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	平山	1.3 ha	7	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	下臼井	3.8 ha	8	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	大隈	9.9 ha	9	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	稲築才田	1.1 ha	10	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	飯田①	1.1 ha	11	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	飯田②	0.9 ha	12	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	森ヶ鼻	2.3 ha	13	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	門前①	1.0 ha	14	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	門前②	0.2 ha	15	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	平山②	4.0 ha	16	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	下益	0.2 ha	17	平成 24～25 年度
農業体質強化基盤整備促進事業	水門改修 1 基	桑野	6.5 ha	18	平成 24～25 年度
農村環境整備事業 (農道)	農道 L=200m	地舎ノ木～向 中野線	4.0 ha	19	平成 25～26 年度

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市において、農業基盤整備が昭和50年以前に完了した地域では、農業水利施設等の老朽化や周辺における土地利用の変化等により、施設機能の低下や喪失及び農業用水の不足や湛水・冠水が生じている。そのため、農用地等の保全及び防災の具体的な手法として、漏水や老朽化が著しく危険な状況であるため池堤体や取水施設の整備を行い、農業用水の安定確保と水害防止に努める。

また、農家数の減少や農家の高齢化により耕作されない農地や管理が不十分な農地が増加している。加えて、鳥獣の被害を受けた農地は耕作放棄地となりやすい。そのため、保全のための活動を行い、耕作放棄地となる農地の発生を防ぐ。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	地区名	受益面積	対図番号	備考
農村環境整備事業(ため池)	堤体一式 L=22.0m	鴨ヶ坂	1.3 ha	1	平成24年度
農村環境整備事業(ため池)	堤体一式 L=34.0m	古田	1.3 ha	2	平成25年度
県ため池一般(舞々溜池)	堤体工 93m	舞々溜池	10 ha	3	平成29～34年度

3 農用地等の保全のための活動

(1) 中山間地域等直接支払制度の活用

耕作放棄地等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度に積極的に取り組み、集落協定の推進を図ることによって耕作放棄地の発生防止及び解消・農業生産の維持等を図りながら農地の多面的機能を確保する。

(2) 集落協定に基づく農地保全活動に対する支援

水田経営所得安定対策、農地・水保全管理支払交付金等により農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

(3) 遊休農地、耕作放棄地の発生抑制、有効活用支援

農業委員会と連携し耕作放棄地全体調査を行い、耕作放棄地を把握後農業委員会による指導・勧告・解消に協力するとともに、農地を意欲的な経営体に集約し効率的な農業生産を目指す。今後本市にも耕作放棄地対策協議会等の設立が不可欠となり、協議会設立後は連携し、耕作放棄地等の解消に努める。

鳥獣による食害、ほ場の毀損を原因とした耕作放棄地については、隣接する飯塚市、桂川町と連携して鳥獣の個体数管理に努め、また、国の補助事業を活用し、侵入防止柵を設置することで、その発生を防止・抑制する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の保水機能は農業用水の安定供給のために重要であり、効率的な森林施業を推進する必要がある。このため、適切な規格・構造の基幹路網、細部路網を作設する等、森林整備事業の実施を推進する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり530万円程度）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市の農業生産部分の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目標としている。

なお、これらの効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積目標を、シェア36.8%、面積750haとする。

	営農類型	目標規模及び作目構成	農業従事の実態等
個別 経営	水稲+麦+大豆	<作付面積等> 水稲450a、麦600a、大豆400a <経営面積>自作地400a、借地450a	・ 休日制の導入
	水稲+施設野菜	<作付面積等>水稲100a、いちご28a <経営規模>自作地128a	・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	水稲+露地野菜	<作付面積等>水稲450a、ブロッコリー200a、オクラ10a <経営規模>自作地200a、借地260a	・ 休日制の導入
	水稲+梨+ブドウ	<作付面積等> 水稲60a、梨80a、ブドウ35a <経営規模>自作地175a	・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	観光果樹	<作付面積等>梨80a、りんご40a <経営規模>自作地120a	・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	水稲+花卉	<作付面積等>水稲60a、トルコギキョウ30a、 その他草花（フツレ）20a <経営規模>自作地90a	・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	水稲+鉢物	<作付面積等>水稲60a、鉢物35a <経営面積>自作地95a	・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	施設野菜+施設花卉	<作付面積等>トマト20a、トルコギキョウ16a <経営面積>自作地36a	・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	水稲+酪農	<作付面積等>水稲160a、乳用牛40頭 <経営面積>自作地100a、借地60a	・ 休日制の導入 ・ ヘルパー制度の活用による短期休暇の確保 ・ 年間周年雇用による安定的な労働時間を実現
	水稲+肉用牛	<作付面積等>水稲100a、肉用牛70頭 <経営面積>自作地100a	・ 休日制の導入 ・ 年間平均した労働で牛の管理
水稲+採卵鶏	<作付面積等> 水稲100a、採卵鶏18,500羽 <経営面積>自作地100a	・ 休日制の導入 ・ 年間雇用による安定的な労働時間を実現	
組織 経営	水稲+麦+大豆	<作付面積等>水稲1,200a、麦1,000a、 大豆1,600a、作業受託1,200a	・ 安定的な労働時間を実現 ・ 社会保険の加入

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 平成22年6月一部改正 福岡県嘉麻市

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市では今後、準主業農家が農地を資産的に保有し、安定した準主業農家、副業的農家としての形態を保持している状況が今まで以上に増加するものと思われる。他方、一部には規模拡大、効率的な生産条件を望む農家への農地の流動化も行われている。

また、農業を縮小・離農した農家も、農地は資産的に保有していくと思われるので、今後、優良農地を確保し高度利用を図るためにも、離農者・高齢者等を含めた集落単位での農業経営へと誘導する必要がある。こうした中、嘉麻市の農家の形態は、

- ・ 意欲的な担い手農家が、企業的経営を導入し、規模拡大等を進めながら生産活動を行う。
- ・ 集落営農組織の一員として、農業経営の効率化を図り生産活動を行う。
- ・ 安定した農外収入に依存しながら、現状の経営形態を維持し生産活動を行う。
- ・ 農作業の大部分を委託しながら、現状の経営形態を維持し生産活動を行う。

といったようなケースに分けられると思われる。

このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として魅力あるものとなるよう、将来の農業経営の目標を明らかにして、その実現に向けての施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

- ・ 福岡嘉穂農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、嘉麻市農業委員会（以下「農業委員会」という。）飯塚農林事務所飯塚普及指導センター（以下「普及指導センター」という。）等との十分なる相互連携の下での指導体制を編成し、集落単位での農業経営の将来展望とそれを担う経営体を明らかにするための積極的な話し合いを促進し、関係指導体制による営農診断、営農改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体性をもって集落営農の将来について判断を行うこと等により、望ましい経営体として個々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。
- ・ 農作業の受委託による生産コスト低減を促進するとともに、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。併せて、農業協同組合や普及指導センターの指導の下に、既成施設園芸等の作型、品種の改善、新規作物の導入等や畜産農家との連携の下、豊かな土づくりを推進し、農産物の高収益化を推進する。
- ・ 地域の土地利用調整を行うことを基本とする集落営農組織を育成する。特に、土地利用型農業の認定農業者を担い手として位置づけ、組織への農作業の受委託を進め、組織では主要な機械作業のみを行い、それ以外の栽培管理については、小規模農家や高齢農家等が行うような地域ぐるみの農業振興体制を整えていく。
- ・ 地域の中心となる経営体については、市が作成する「人・農地プラン」に

位置づけていく。

- ・ 小規模農家や高齢農家、また、資産的に農地を保有している農家等を取り込んだ営農の施策を行い、地域の農業構造の一端を担うような体制作りも必要と思われる。
- ・ 地域農業従事者の54%を占める女性は、地域農業の重要な担い手であるだけでなく、農産物直売等の地域活性化にも取り組んでおり、これらの活動の支援を行うとともに、男女共同参画社会基本法のもと積極的に女性を活用することにより、地域の活性化を進める。
- ・ 耕作放棄地等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度に積極的に取り組み、集落協定の推進を図ることによって耕作放棄地の解消・農業生産の維持等を図りながら農地の多面的機能を確保する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、水稻を基幹作物として、畜産、花卉、果樹等の生産を行っているが、今後これらの作物については輪作体系を確立し、担い手の農用地利用の面的集積を促進するとともに、農道整備等土地基盤整備を行い、高性能農業機械を導入する。また、園芸作物については、国や県の補助事業等を活用し施設整備の導入を図る。さらには農産物の安定生産と高品質化を図るためには、土づくりが必要であることから良質堆肥の生産が可能な施設の整備を行い、畜産農家と耕種農家が有機的連携を深め組織的な土づくり運動を展開し、減農薬栽培等を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし	—	—	—	—	—	—	—

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を確立する必要がある。

こうした農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、さらには新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の習得等、農業経営の高度化や就農の促進を進めていく必要がある。

また、市民が農業・農村に対する理解と関心を深めるため、学校教育や生涯学習における農業に関する学習の充実、農業体験の機会の充実が図られる施設の整備を進めていくことも必要である。

さらに、こうした多様な担い手やその家族が快適で安全な生活環境を享受できるように、保健福祉サービスの充実を関連する施策の推進により進めていく必要がある。

本市では、新規就農者、中堅年代就農者、若年就農者等の多様な農業の担い手を育成、確保するとともに、認定農業者、集落営農組織、農業生産法人等の効率的で安定的な経営体の育成に努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし	—	—	—	—	—

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 新規就農の促進支援

福岡県の就業支援部門や農業者団体、農業者などと連携して新規学卒者、Uターン、Iターン人材、団塊世代、シニア世代などのあらゆる層・年代を通じて新規就農希望者に対して情報提供を行い、就農相談会などを開催し、新規就農者の確保に努める。

また、青年就農給付金を活用しながら支援を行い、青年就農給付金該当者については「人・農地プラン」に位置づけをする。

(2) 担い手の育成・確保

福岡嘉穂農業協同組合や飯塚普及指導センターと連携して、農業の担い手に対して経営に関する研修会などを開催し、経営感覚に優れた農業者を育成するとともに、一定の要件を満たす農業者を認定農業者に認定し、これらを

重点的に支援していき、地域の農業の先導的担い手となるように育成する。

(3) 集落営農組織、法人化支援

農業経営の合理化、効率化を図るため本市では、機械利用組合、集落営農組織、農業生産法人などの営農組織の設立を支援する。今後は、農業への企業の参入も検討の範囲に入れる必要があり、地域の状況に応じて適切な担い手の導入、確保に努める。

(4) 女性農業者への活動支援

本市の場合、すでに農業における女性就業者の割合が高くなっている。この女性の力を一層活用すべく、また、農村における男女共同参画社会を確立すべく、女性リーダーの育成、農家の子育て支援策などを通して就農する女性に対する施策を講ずる。

(5) 家族経営協定の推進

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めをする家族経営協定を推進し、女性の立場の確立を目指す。

(6) 田舎体験の推進

本市では嘉穂地域長野にて「田植え・稲刈り体験」や嘉穂地域宮小路にて「幸水初物収穫祭」が行われている。今後も既取組集落の支援を行うとともに、新たな地域での田舎体験活動の実施を推進・支援を行い、都市住民との交流を深めていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市における兼業農家の農外就労の状況をみると、公務、製造業勤務等の恒常的勤務や自営業が多く、出稼ぎはわずかであるが、なお相当数の臨時雇用等不安定兼業農家が残されている。

このため、農業生産基盤整備事業等の計画的、総合的な推進等を通じ、農作業の集約化と有効利用を進め、認定農業者等の育成を図るとともに、地元における安定的な就業の場を確保し不安定兼業農家の解消を図る。

単位：人

I	II	従業地											
		市内			市外			勤務地不明			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	林業	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	0	3
	漁業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	4	0	4	7	0	7	0	0	0	11	0	11
	製造業	8	2	11	14	3	18	3	0	3	25	5	32
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	3	3	0	3	1	1	2	6	2	8
	情報通信業	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	運輸業	1	0	1	10	0	10	2	0	2	13	0	13
	卸・小売業	1	0	1	4	2	6	1	1	2	6	3	9
	金融・保険業	0	0	0	2	2	4	0	0	0	2	2	4
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲食店・宿泊業	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	医療・福祉	1	8	9	6	4	10	0	1	1	7	13	20
	教育・学習支援業	1	2	3	3	0	3	1	0	1	5	2	7
	その他サービス業	6	1	8	10	4	14	1	0	1	17	5	23
	複合サービス事業(協同組合等)	7	0	7	2	0	3	0	0	0	9	0	10
	公務	13	4	17	13	0	14	1	0	1	27	4	32
その他	4	0	4	7	0	7	1	0	1	12	0	12	
職業無回答	4	1	5	3	0	3	4	4	8	11	5	16	
	小計	53	19	74	87	15	105	18	7	25	158	41	204
自営業	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	鉱業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	建設業	7	1	8	2	1	3	6	1	7	15	3	18
	製造業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	2	1	3	1	0	1	3	1	4
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸・小売業	1	1	2	1	0	1	1	1	2	3	2	5
	金融・保険業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	不動産業	1	0	1	2	0	2	1	1	2	4	1	5
	飲食店・宿泊業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療・福祉	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	教育・学習支援業	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	その他サービス業	7	0	7	1	1	2	1	0	1	9	1	10
	複合サービス事業(協同組合等)	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	5	1	6	2	0	2	1	1	2	8	2	10	
職業無回答	6	6	12	0	0	0	10	7	17	16	13	29	
	小計	34	9	43	11	3	14	22	11	33	67	23	90

区分		従業地											
		市内			市外			勤務地不明			合計		
I	II	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
出稼ぎ	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸・小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲食店・宿泊業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合サービス事業(協同組合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職業無回答	2	1	3	0	0	0	1	0	1	3	1	4
	小計	2	1	3	0	0	0	1	0	1	3	1	4
日雇い・臨時雇い	林業	2	0	2	1	0	1	0	0	0	3	0	3
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	7	0	7	9	0	9	1	0	1	17	0	17
	製造業	2	4	6	1	0	1	0	0	0	3	4	7
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	2	0	1	1	0	0	0	2	1	3
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業	1	0	1	3	0	3	1	0	1	5	0	5
	卸・小売業	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲食店・宿泊業	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2	2
	医療・福祉	1	4	5	0	1	1	0	1	1	1	6	7
	教育・学習支援業	2	0	2	1	0	1	0	2	2	3	2	5
	その他サービス業	1	0	1	2	1	3	0	1	1	3	2	5
	複合サービス事業(協同組合)	3	1	4	1	1	2	2	1	3	6	3	9
	公務	0	1	1	3	0	3	0	0	0	3	1	4
	その他	4	3	7	1	0	1	0	0	0	5	3	8
	職業無回答	0	1	1	1	2	3	1	1	2	2	4	6
	小計	25	15	40	23	7	30	5	7	12	53	29	82

出典：平成23年実施農振アンケート調査による

(注) 性別無回答者がいるため、男性回答者数と女性回答者数の和が、合計と一致しない箇所がある。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

「1」の目標を踏まえ、次のとおり農村地域における就業機会の確保を図る。

ア 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）等に基づき計画的な企業誘致を図るとともに、地域特産物を利用した農産物加工販売施設や地域資源を活かした観光農園の設置及び地場産業の振興による地域内雇用を促進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

なお、企業誘致等にあたっては、優良農用地の確保に留意しつつ農用地利用計画との整合に留意する。

イ 農業以外の産業への就業を希望する農業従事者については、地元における安定就業の促進及び若年層の地元定着化を重点に推進する。このため、職業能力の向上を図るとともに、地域の産業・雇用に関する情報を企業、農業従事者等に提供するよう努めるなど、きめ細やかな職業相談等の実施により就業を促進する。

3 農業従事者就業促進施設

特になし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

生活環境の整備については、自然環境の保全や活用、自然との共生を図るとともに、環境教育による自然保護の啓発に努め、上水道や浄化槽の整備を通して、快適で清潔な生活環境の向上を図る。

防災については、防災意識の向上とともに、地域防災体制の充実強化など災害に強いまちづくりを推進する。

また、市営住宅については、良質な住環境の整備を通して、魅力ある住みよさが実感できる市街地の形成を図る。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
防火水槽（再掲）	4箇所	全域	1	平成 24～29 年度

※防火水槽は集落基盤整備事業によるものであり農業生産基盤整備開発計画においても記載している

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

第 9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）（該当なし）
- 5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図 5 号）（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）